平成２１年（フ）第６４２号
兵庫県加古川市尾上町養田1509番地の６
債務者　小松　美香
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８２３号
兵庫県加古郡播磨町北野添３丁目15番20号パインクレスト302号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町粟津771番地
債務者　眞利　　治
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９５７号
兵庫県姫路市御国野町深志野87番地１
債務者　櫻井　一人
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５号
兵庫県姫路市的形町的形804番地、従前の住所兵庫県姫路市的形町的形1360番地18
債務者　今津　守雄
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１８９４号
広島市中区千田町１丁目５番21―403号
債務者　有馬　良子
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１６１号
広島市佐伯区美の里２丁目１番10―204号
債務者　杉本美登里
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１７６号
広島市西区高須４丁目13番10―102号ビューテラス高須Ａ
債務者　平田佐知子（旧姓藤野）
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２０３号
広島市東区戸坂大上２丁目１番25―201号Ａ
債務者　大畑　貴行
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１号
広島市中区小町２―28　小町ハイツ502、住民票上の住所広島県東広島市志和町奥屋595番地
債務者　野上　大輔
１　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７７号
愛媛県南宇和郡愛南町中川515番地１
債務者　長尾　敏弘
１　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第３号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良3827番地　小串団地17号室
債務者　竹﨑澄美子
１　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第４号
愛媛県宇和島市佐伯町２丁目２番40号　ベルクかなみ103号室
債務者　角藤陽一郎
１　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第６号
愛媛県南宇和郡愛南町防城成川73番地
債務者　浜田　浩美
１　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第７号
愛媛県南宇和郡愛南町防城成川73番地
債務者　田中　嘉織
１　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第４２４号
福岡県久留米市善導寺町飯田886番地１
債務者　福永　晃二
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４５４号
福岡県久留米市合川町1230番地５　クワイエット葉山104号
債務者　彌吉　　忍（旧姓江崎）
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４８１号
福岡県久留米市国分町1024番地７　田中アパート102号
債務者　鶴元　慶正
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部